目 次

○生活保護法による医療機関の指定 示

告

○平成三十年における主要農作物の原種の価格 ○生活保護法による医療機関の廃止の届出

○公有水面埋立ての免許出願 ○県営土地改良事業変更計画の縦覧(二件)

公

○道路の供用開始(二件) ○道路の区域変更 (二件)

県

○土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定

城

○土砂災害警戒区域の指定

○都市計画事業の事業計画変更の認可

宮

○証票の無効

選挙管理委員会

告

示

○宮城県告示第七十九号

号)第十四条第四項の規定によりその例によるものとされた場合を含む。)の規定により、医療機関 びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成六年法律第三十 生活保護法 (昭和二十五年法律第百四十四号)第四十九条 (中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並

平成三十年一月三十日

として次のとおり指定した。

(1)

宮城県知事 村 井

嘉

浩

大豆

大

・中粒

六百五十四円

四百七十八円

稲

うるち

種

稲

発

行

宮 城 県 (総務部私学文書課) 宮 宮城県仙台市青葉区 本町三丁目8番1号 電話 022(211)2267 (毎週火,金曜日発行)

名取医院

薬局アリエス

大崎市古川台町三-十七

平成三十年

月

 $\mathbb{H}$ 

平成三十年

月

H

名

称

所

在

地

指

定

年

月

 $\mathbb{H}$ 

ページ 並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成六年法律第三十 生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)第五十条の二(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進

○宮城県告示第八十号

しのはらクリニック

登米市米山町西野字西野前二百1

一番地一

平成三十年

月

日

角田市角田字南六十一番地

同

機関から次のとおり廃止した旨届出があった。

平成三十年一月三十日

宮城県知事

村

井

嘉

浩

号)第十四条第四項の規定によりその例によるものとされた場合を含む。)の規定により、指定医療

(社会福祉課)

(農産園芸環境課

農村振興課

(水産業基盤整備課)

路 同

(道

課

(防災砂防課) 四

同 Ŧī.

都市計画課 六

六

名取医院 菊池歯科医院 名 称 菊池ビル二階 大崎市古川駅前大通四丁目三 – 七 角田市角田字南六十一番地 所 在 地 一平 日成 日平成 廃 一十九年十二月三十 一十九年十二 止 年 月 一月十五  $\mathbb{H}$ 

○宮城県告示第八十一号

る原種の価格を次のとおり定めた。 主要農作物原種配付規則(平成十四年宮城県規則第四十四号)第三条第一項の規定により、 配付す

平成三十年一月三十日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

	類	
三百九十八円	原種一キログラム当たりの価格	

報

縦覧に供する書類の名称

大豆 極小粒

#### ○宮城県告示第八十二号

る同法第八十七条第五項の規定により次のとおり縦覧に供する。 計画を定めたので、土地改良法(昭和二十四年法律第百九十五号)第八十八条第六項において準用す 県営針生前地区土地改良事業農業競争力強化基盤整備事業(農地整備事業**(経営体育成型)**)変更

た。

法第八十七条第六項の規定により縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に宮城県知事に審 なお、この土地改良事業変更計画について不服があるときは、同法第八十八条第六項で準用する同

平成三十年一月三十日

査請求をすることができる

宮城県知事 村 井 嘉

浩

縦覧期間 土地改良事業変更計画書の写し

公

平成三十年一 月三十日から平成三十年二月二十八日まで

三 縦覧場所

県

村田町役場

城

## ○宮城県告示第八十三号

宮

めたので、土地改良法(昭和二十四年法律第百九十五号)第八十八条第六項において準用する同法第 八十七条第五項の規定により次のとおり縦覧に供する。 県営荒浜北部地区土地改良事業農山漁村地域復興基盤総合整備事業(農地整備事業)変更計画を定

査請求をすることができる。 法第八十七条第六項の規定により縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に宮城県知事に審 なお、この土地改良事業変更計画について不服があるときは、同法第八十八条第六項で準用する同

平成三十年一月三十日

宮城県知事 村 井 嘉

浩

# 縦覧に供する書類の名称

土地改良事業変更計画書の写し

#### 縦覧期間

平成三十年一月三十日から平成三十年二月二十八日まで

三 縦覧場所

八百七円

亘理町役場

## ○宮城県告示第八十四号

公有水面埋立法 (大正十年法律第五十七号) 第二条第一項の規定により、次のとおり免許出願があっ

課及び宮城県気仙沼地方振興事務所水産漁港部で行う なお、同法第三条第一項に規定する出願及び関係図書の縦覧は、宮城県農林水産部水産業基盤整備

平成三十年一月三十日

宮城県知事

村

井

嘉

浩

出願年月日

平成三十年一月十一日

二 出願人の名称

気仙沼市

三 埋立区域及び埋立てに関する工事の施行区域

埋立区域

位置

第一種石浜 (唐桑) 漁港区域内

(\_\_\_\_)

気仙沼市唐桑町明戸三五三番地及び馬場二六六番地一に隣接する公有水面

域

次の各地点を順次に直線で結んだ線及び①の地点と⑦の地点とを結ぶ平成二十八年の秋分の

満潮位(DL+一・五○メートル)における公有水面と突堤との境界線

○・九三秒)から一六三度○二分一九秒七五二・二九メートルの地点 ①の地点 一級基準点H二三-六(北緯三八度五四分五五・三三秒、東経一 四一度三八分五

②の地点 ①の地点から 二五三度四二分四三秒 三七・〇〇メートルの地点

③の地点 ②の地点から 一六三度四二分四三秒 七・二二メートルの地点

④の地点 ③の地点から 一○七度○四分○一秒 五・三三メートルの地点

⑤の地点 ④の地点から 八八度〇三分四六秒 二八・四八メートルの地点

⑥の地点 ⑤の地点から 三四度一八分四二秒 六・三〇メートルの地点

⑥の地点から 七三度五五分四五秒 〇・〇八メートルの地点

四九〇・八九平方メートル(埋立区域

 $(\equiv)$ 

心の地点 ◇の地点

#### 2 埋立てに関する工事の施行区域 位 第

一種石浜 (唐桑) 漁港区域内

地四、二六六番地七及び二六六番地八の地内並びに明戸三五三番地、馬場二六六番地一及び二 気仙沼市唐桑町明戸三五三番地、二○○番地七、馬場一三番地二、二六六番地一、二六六番

六六番地四に隣接する公有水面

区

域

次の各地点を順次に直線で結んだ線及び①の地点と②の地点とを結んだ線により囲まれた区

○・九三秒)から一六一度五三分四一秒七一九・三一メートルの地点 ④の地点 一級基準点日二三-六(北緯三八度五四分五五・三三秒、 東経一四一度三八分五

回の地点 **④の地点から** 二五三度四二分四九秒 九六・五七メートルの地点

⑤の地点 公の地点 (()の地点から 回の地点から 一六三度四二分四三秒 七三度四二分四九秒 三〇・七六メートルの地点 八〇・六九メートルの地点

歩の地点 ⑤の地点から 三三度五〇分一七秒 二六・四二メートルの地点

◇の地点から 歩の地点から 一三一度一三分一六秒 七三度四二分四九秒 六・四八メートルの地点 九・八二メートルの地点

⑪の地点 手の地点 **手の地点から** 心の地点から 二八度一七分〇六秒 五五度〇二分二七秒 一二・一七メートルの地点 五・六四メートルの地点

面 図の地点 ①の地点から 七三度四二分四九秒 一六・七四メートルの地点

六、八五六・二一平方メートル (施行区域)

 $(\equiv)$ 

四 埋立地の用途

漁港施設用地

Ŧi.

平成三十年一月三十日から平成三十年二月十九日まで

○宮城県告示第八十五号

変更したので告示する。 (昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第一項の規定に基づき、次のように道路の区域を

(3) その関係図面は、平成三十年一月三十日から三十日間宮城県庁(土木部道路課)及び宮城県仙台土

木事務所において一般の縦覧に供する。

平成 二十年一月三十日

宮城県知事 村 井 嘉

浩

道路の種類

 $\stackrel{-}{\longrightarrow}$ 道 路 名 荒浜港今泉線

 $\equiv$ 道路の区域

	変更の区間							
В	後 B A B A							
八二二,	一〇・八へ加	八.二.	六・○~	(メートル)敷地の幅員				
一、一四二・〇	二〇四・八いう。	一、一四二・〇	敷地の延長					
	備考							

## ○宮城県告示第八十六号

変更したので告示する。 道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第一項の規定に基づき、次のように道路の区域を

その関係図面は、平成三十年一月三十日から三十日間宮城県庁(土木部道路課)及び宮城県東部土

木事務所において一般の縦覧に供する。

平成三十年一月三十日

 $\equiv$ 

路

線

名

女川牡鹿線

道路の種類

県道

道路の区域

村 井 嘉

浩

宮城県知事

同郡同町高白浜字尾畑無番地先まで	牡鹿郡女川町高白浜字尾畑二九番二地先か	変更の区間
後	前	前変更の
一二・四~七・〇	六·○~   □ □ · 回	(メートル)敷地の幅員
六・七	六・七	(メートル)敷地の延長

## ○宮城県告示第八十七号

(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を

区域

0)

名称

の自因の土 種然と発砂 類現な生災 象る原害

X

域

0

所

在

地

開始するので告示する。

木事務所において一般の縦覧に供する。 その関係図面は、 平成三十年 一月三十 日から三十日間宮城県庁 (土木部道路課) 及び宮城県仙

台土

小竹浜

0)

1

の急

崩線斜地

り石

卷市小竹浜字小竹浜

次の図

平成三十年一月三十日

宮城県知事 村 井 嘉

浩

名

種道 路

類の

路

線

供

用

開

始

0)

X

開始年月日

県

道

線荒港今泉

同豆

郡理

同郡町

?荒浜字山神一一一理町荒浜字隈潟

五番二地

地先

先まで

平成 供用

月二十 三十 十

日

○宮城県告示第八十八号

道路法 (昭和二十七年法律第百八十号) 第十八条第一 一項の規定に基づき、 次のように道路の供用を

始するので告示する。

その関係図面は、平成三十年 一月三十日から三十日間宮城県庁 (土木部道路課) 及び宮城県東部土

平成三十年一月三十日

木事務所において一般の縦覧に供する

宮城県知事 村 井 嘉

浩

始 0) X 供用開始年月日

都可用高白光郡女川町高 口浜字尾畑無番地『高白浜字尾畑』 地先まで 一地先か Ġ 成三 月三十5

日

山居沢3

〇宮城県告示第八十九号

県

道

女川牡鹿線

同牡

郡鹿

種道路

類の

路

線

名

供

用

開

第七条第一項及び第九条第一 |砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律 項の規定により、 次の区域を土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区 (平成十二年法律第五十七号)

狐崎沢

狐崎沢3

荻浜沢

平成三十年一 月三十日 域

に指定する

項に必造建

宮城県知事 村 井 嘉

浩

原

大福地の

に関する事を近の規制に産業物の構 縦 覧 場 所

赤柴

西山 侍浜 狐崎 山居山沢 小竹浜沢 山居沢2 狐崎 侍浜 小竹浜 小竹浜 狐崎の2 3 の 2 0 の 3 0 1 2 の急傾線地 の 崩壊 地 の 崩壊 壊 地 の 崩壊 壊 地 の 崩壊 地 の 崩壊 壊 地 の 崩 壊斜 地 岩流 岩流 岩流 崩線斜地 おり) 石巻市狐は おり)石巻市小竹浜字洲・ り) 石巻市狐崎浜字狐: り) 石巻市小竹浜字小竹浜 り) 石巻市荻浜字田ノ おり) 石巻市狐崎浜字狐崎屋敷 り石 石卷市侍浜字侍浜 卷市侍浜字侍浜 卷市小竹浜字小竹浜 崎浜字狐崎屋敷 /浜山 土歩山 為崎浜 次の 次の図 [のとお

のとお お次 りの図 のと

務城災宮 所県砂城 東防県 常課人で記述されません。

福地の2 1 の 崩壊 地 の 崩壊 地 の 崩壊 地 土石流 の急 崩線斜地 岩流 **岩流** 岩流 一石巻市三 おり) 石巻市狐崎浜字狐崎屋敷 り) 石巻市荻浜字田, り) 石巻市小竹浜字山居山 おり) 石巻市狐崎浜字狐崎屋敷 石巻市福地字中 石巻市福地字加茂崎 石巻市小竹浜字小竹(次の図のとお 石巻市小竹浜字梅木(次の図のとおり) 巻市針岡字小弁蔵 |輪田字赤柴上 原 浜山 (次 の (次の図のとおり (次の図 (次の図のとおり (次の図のと (次の図のとお (次の図のとお (次の図のとお (次の図のとお 図のとおり (次の図のとお 図のとおり (次の図のと (次の図の (次の図のと (次の図のと (次の図 のとお ŋ ŋ

水上沢	薄沢口沢	関沢	の笠 5神 一丁目	の笠 4神 一 丁 目	の笠 3神 一丁目	台 山 の 3	台 山 の 2	台山	寺沢	羽坂ノ沢	荒 の 1	石道入の2	大土の3	2トヤケ森の	中 里前 の 1	加茂崎の2	加茂崎の1	大土の2
土石流	土石流	土石流	の崩壊地	の崩壊地	の 崩壊 地	の 崩壊 地	の崩壊地	の崩壊地	土石流	土石流	の崩壊地	の崩壊地	の崩壊地	の 崩壊 地	の崩壊地	の崩壊地	の崩壊地	の 崩壊 地
掛ヶ下(次の図のとおり) 道上、宮中、二渡前、道ノ下、八ツ分、刈田郡七ヶ宿町字宮前、水上囗、町尻	沢口、道下、中川原(次の図のとおり)刈田郡七ヶ宿町字侭ノ上、豊後沢、薄	浦木(次の図のとおり) 電神、雷神前、雷神上、天苅沢、孫沢、 雪神、雷神前、雷神上、天苅沢、孫沢、 新	多賀城市笠神一丁目 (次の図のとおり)	多賀城市笠神一丁目 (次の図のとおり)	多賀城市笠神一丁目 (次の図のとおり)	多賀城市下馬三丁目 (次の図のとおり)	多賀城市下馬三丁目 (次の図のとおり)	多賀城市下馬三丁目 (次の図のとおり)	石巻市雄勝町立浜(次の図のとおり)	石巻市雄勝町羽坂(次の図のとおり)	石巻市雄勝町船越(次の図のとおり)	石巻市福地字石道入(次の図のとおり)	石巻市大森字大土(次の図のとおり)	り)石巻市北境字トヤケ森(次の図のとお	石巻市三輪田字中里 (次の図のとおり)	石巻市福地字小田内 (次の図のとおり)	石巻市福地字加茂崎(次の図のとおり)	石巻市大森字新大土 (次の図のとおり)
		お次 り図 のと						おの図のと										
事城災宮 務城災宮   務県砂城 所県砂城   所大防県 仙防県   河課土 台課土   月及木 土及が部   木宮防 事宮防																		

第七条第一項の規定により、次の区域を土砂災害警戒区域に指定する。 ○宮城県告示第九十号 て縦覧に供する。) 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成十二年法律第五十七号)

平成三十年一月三十日

宮城県知事

村

井

嘉

浩

御熊沢	峠田沢	豊後沢	笠神五丁目	狐崎沢2	大越沢	山居沢 5	区域の名称
土石流	土石流	土石流	の 崩壊 地	土石流	土石流	土石流	の自因の土 種然と発砂 類現な生災 象る原害
口道下、南浦畑(次の図のとおり)刈田郡七ヶ宿町字湯原、東口道上、東	の図のとおり)が、滝下、沼田、中川原、上川原(次前、滝下、沼田、中川原、上川原(次川田郡七ヶ宿町字侭ノ上、町尻、地蔵	下(次の図のとおり) 刈田郡七ヶ宿町字山伏坂、豊後沢、道	多賀城市笠神五丁目(次の図のとおり)	おり)石巻市狐崎浜字狐崎屋敷(次の図のと	石巻市侍浜字西畑(次の図のとおり)	り) 石巻市小竹浜字井スナ(次の図のとお	区域の所在地
		宮城県大河原土木事務所宮城県土木部防災砂防課及び	宮城県仙台土木事務所宮城県土木部防災砂防課及び			宮城県東部土木事務所宮城県土木部防災砂防課及び	縦覧場所

$\overline{}$
1/10
の
図
次の図」
は、
坐
山
省略し
4
2
その図面及び
M M
낊
山 7
及び
()
関
係
及び関係書類は
類は
は、
当
該区
区
域
0
縦
覧
場
所
0)
欄
に
掲
げ
域の縦覧場所の欄に掲げる場所にお
場
所
ľ
お

_					
	関 の 1	柳沢山の1	横川沢1	油畑沢	大萱沢
	の 崩壊 地	の 崩壊 地	土石流	土石流	土石流
	刈田郡七ヶ宿町字関 (次の図のとおり)	(次の図のとおり) 刈田郡七ヶ宿町字湯原、柳沢山、町裏	の図のとおり) 刈田郡七ヶ宿町字大萱、油畑、町下(次	の図のとおり) 刈田郡七ヶ宿町字大萱、油畑、町下(次	のとおり) 刈田郡七ヶ宿町字大萱、油畑(次の図

報 (6) 四 の変更を次のとおり認可した。 は、平成三十年一月十九日以降無効とする。 ○宮選管告示第十号 ○宮城県告示第九十一号 て縦覧に供する。) 2 1 2 1 公職選挙法施行令(昭和二十五年政令第八十九号)第百十条の五の規定により交付した左記の証票 都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画 熊沢 「次の図」は、省略し、その図面及び関係書類は、当該区域の縦覧場所の欄に掲げる場所におい 事業地 事業施行期間 都市計画事業の種類及び名称 施行者の名称 平成二十七年六月二十三日から平成三十三年三月三十一日まで 平成三十年一月三十日 平成三十年一月三十日 名称 使用の部分 収用の部分 仙塩広域都市計画墓園事業 変更なし 平成二十七年六月二十三日宮城県告示第六百七十二号の事業地のうち名取市小塚原字西土手 同字大南において事業地を変更する。 号 名取市民墓地公園 土石流 選挙管理委員会 の図のとおり) 刈田郡七ヶ宿町字大萱、油畑、町下(次 宮城県知事 村 井 嘉 浩 証 証 票 票 番 番 号 号 記 候 1 第二号の〇〇一 第二号の〇〇一 宮城県選挙管理委員会 委員長 伊 東 則 夫